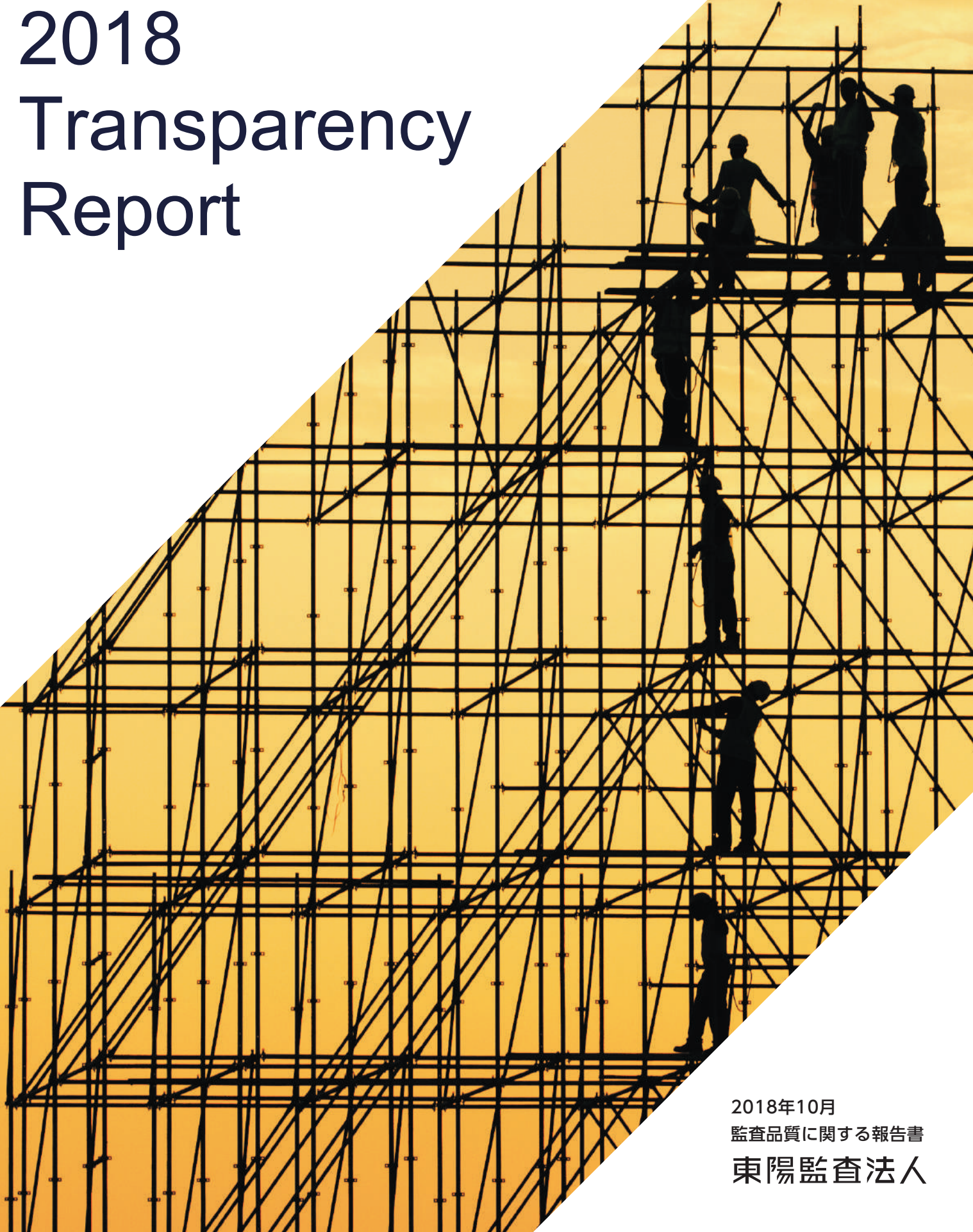




2018 Transparency Report



2018年10月
監査品質に関する報告書
東陽監査法人

CONTENTS

I. 理事長メッセージ	1
II. 経営理念	2
III. ガバナンス体制	3
IV. 品質管理本部 品質管理の仕組み	7
IV-1 品質管理向上への取組み	10
IV-2 品質管理のシステムの概要	11
IV-3 コンプライアンス等	16
V. HR本部 構成員の状況	17
VI. 法人概要	
東陽の関与先	21
グローバル・ネットワーク	22
事務所案内	23
VII. ガバナンスコード対応状況	24



I 理事長メッセージ

我々の理念「Caring and Sharing ~ ケア、そして価値の共有へ」

監査法人の社会的使命は財務情報の信頼性を確保することです。社会的使命を全うするために、私たちはクライアントとのコミュニケーションを大切にしています。私たちはクライアントとの意思疎通を常に心がけ、ケアを怠りません。このような地道な働きかけの積み重ねは、やがて相互の価値観の共有を醸成します。価値観の共有は、クライアントとの意見の対立を未然に防ぎ、真の意味における高度な監査品質を実現します。ひいては財務情報の信頼性の確保に繋がるでしょう。

監査法人にとって唯一無二の財産は人材です。私たち公認会計士に求められるのは、単なる会計・監査の知識だけではなく、財務情報の信頼性の確保という社会的使命を全うしようとする強い姿勢と不断の覚悟です。情熱に溢れた優れた人材を育て、社会的使命を果たすことによって広く社会に貢献していく、これが私たちの目指す監査法人です。

それゆえ、クライアントとの密なコミュニケーションはもとより、スタッフのコミュニケーションも重要であると考えています。風通しの良い組織であることが良好な人間関係を生み、適確な情報に基づいた価値の共有を促進します。昨今ワークライフバランスや働き

方改革に見られるように、新しい働き方が求められる世の中に変わりつつあります。私たちは従来から多様な働き方を大切にする勤務形態を採用していますが、今後はより一層、時代が求める柔軟な働き方のニーズに適切に対応していきます。

クライアント及びスタッフに対して常にCaringとSharingを心がけています。財務情報の信頼性の確保という社会的使命を全うするために、私たちはこれからも休むことなく努力を続けて参ります。



東陽監査法人 理事長
佐山 正則

II 経営理念

東陽監査法人が目指すもの

Core Purpose

- ◆ 財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする
- ◆ クライアントとのコミュニケーションを大切にシケアを怠らないことで、相互の価値観の共有を醸成する
- ◆ 監査法人の唯一無二の財産である人材を、単なる会計・監査の知識だけではなく情熱に溢れる人材に育て、社会的使命を果たすことによって広く社会に貢献する

Core Values

Care

クライアント、構成員及び品質管理について常にケアを怠らない

Share

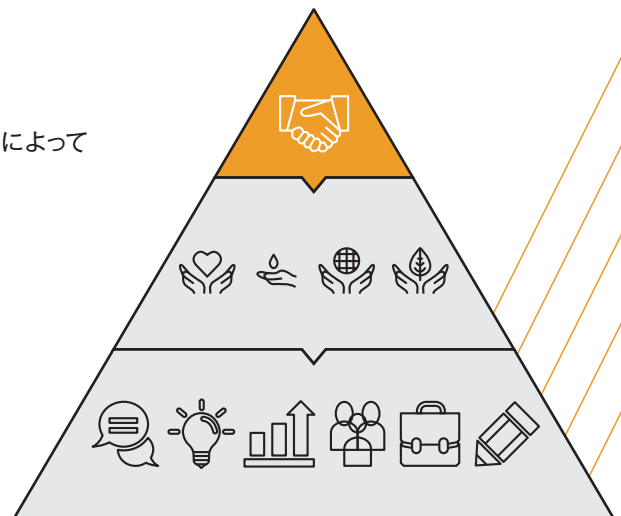
クライアント、構成員と常に高い価値観を共有し、高い品質管理を確保する

Invest

クライアント、構成員について常にアップデートした情報を提供するために自己投資を行う。
それによって高い品質を確保する

Grow

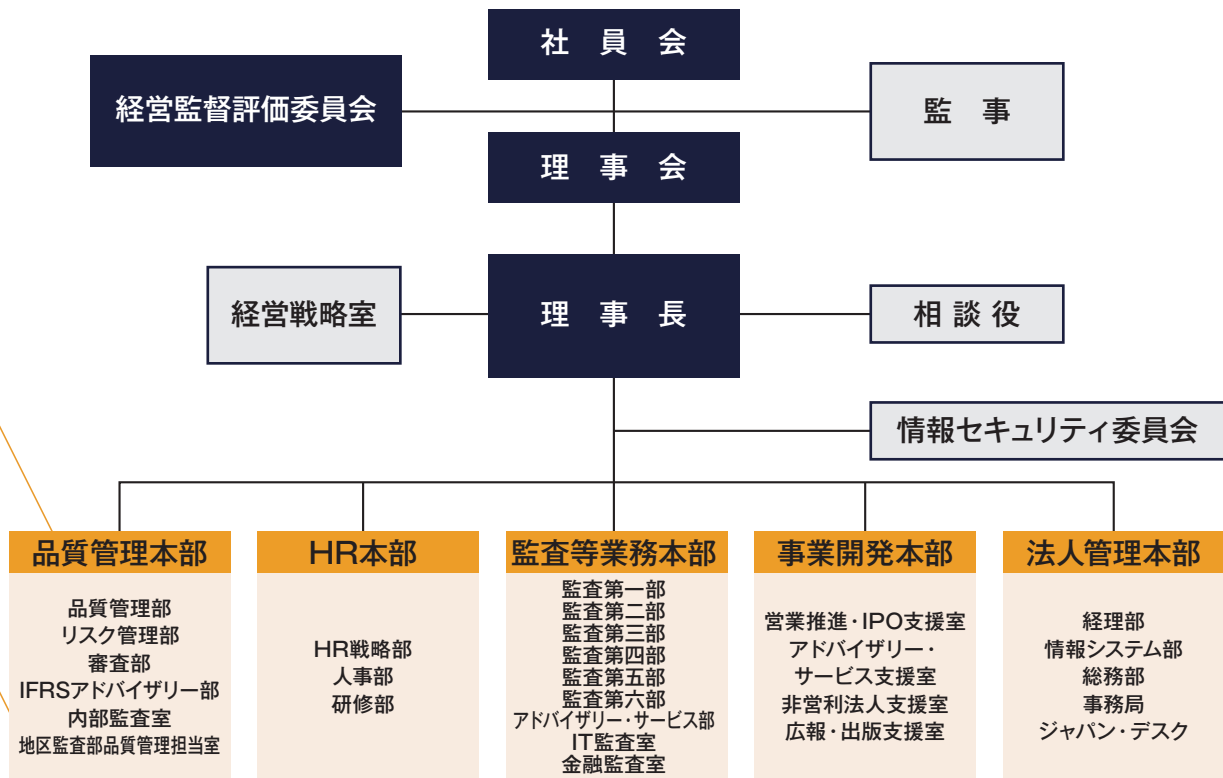
クライアントとともに成長し、構成員の成長によって当法人のより高度な品質を醸成する





III ガバナンス体制 品質重視という方針の共有

組織図



迅速で適切な業務執行と内部牽制を重視した品質管理システム

当法人のガバナンス体制の特徴として以下の2点が挙げられます。

- 理事会の構成員となる理事等が5つの各本部の責任者であり(地区事務所についても担当理事を設定)、理事会として法人の業務執行を担っていること
- 品質管理部門が個別担当業務に応じて細分化されていること

理事会は、各本部から理事のみならず補佐担当者も出席することにより、より現場に即した意思決定をはかるようにしています。

一方で品質管理部門は内部牽制機能を持たせるために同規模の監査法人に比べて細分化しています。品質管理本部が各部門を指揮し、それぞれを有機的に機能させています。

内部監査室及び経営監督評価委員会にモニタリング機能を持たせ、適時で適切なモニタリングを行っています。

社員会

- パートナー全員で構成する法人の最高意思決定機関
- 社員会は定時(年1回8月)、定例(年4回)及び臨時で開催されます。

理事会

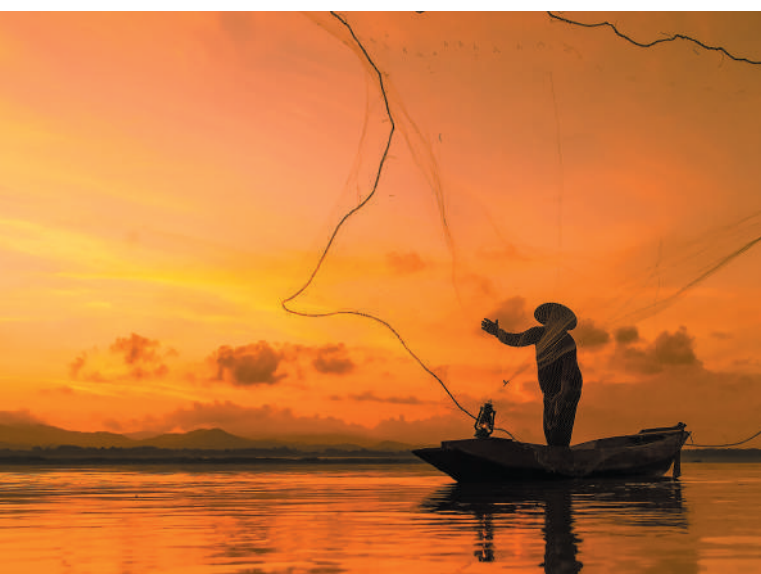
- 理事長、副理事長2名及び理事5名により構成され、業務執行等を社員会から委任されています。監事は業務監査の一環として出席しています。
- 副理事長及び理事は理事長の指名により社員会で信任投票されます(任期は2年)。
- 理事会は定期的で開催され、現在は毎週開催されています。

理事長

- 最高経営責任者(任期は2年)

監事

- 現在、監事は2名(任期は2年)
- 年二回の会計監査及び業務監査を実施しています。



経営監督評価委員会

- 独立した客観的な立場から経営執行を監視するため設置しています。
- 委員は監事から1名、独立性を有する第三者（社外委員）2名で構成され、理事会の決議を経て委員会において選任されます。
- 経営の機能強化、実効性及び透明性を支援するため、経営全般に関する幅広い事項について関与し、理事長や理事会に対して提言を行います。
- 当法人は準大手監査法人であるため、品質管理向上のためのガバナンス体制の整備状況の再点検を目的として、企業法務に造詣が深い弁護士及び多数の監査法人等を指導し、相談を受けてきた公認会計士を委員に迎えました（経歴等は右記参照）
- 2017年8月に設置され、定期的に委員会を開催しています（任期は2年）

経営監督評価委員会の報告

- 当法人は、日常の監査業務運営を適正かつ効率的に管理・指導し、監査の品質管理に取り組んでおり、ガバナンス上も問題がなかった旨の報告がなされています。

服部 弘（弁護士・社外委員）

- 1984年 弁護士登録(東京弁護士会)
大原法律事務所入所
- 1993年 大原法律事務所パートナー弁護士
(現任)
企業法務を多く手掛けるとともに、上場企業等に対するコンプライアンス研修等を行っている

島田 眞一（公認会計士・社外委員）

- 1964年 国税庁に就職（1991年 広島国税不服審判所長で退任）
- 1995年 公認会計士試験合格
- 1998年 日本公認会計士協会の調査企画局長・業務本部長として勤務（11年間、公認会計士業務の相談、指導及び調整の仕事のほか、上場会社の不正事件対応として、上場会社監査事務所の登録制度の創設等、監査法人制度の改善に取り組む）
- 2005年 千葉商科大学会計ファイナンス研究科専任教授・客員教授 IFRS等の講義を担当（現任）

吉田 岳司（公認会計士）

- 1983年 デロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士共同事務所入所
- 1986年 公認会計士登録
- 1987年 東陽監査法人入所
- 1998年 代表社員就任
- 2018年 東陽監査法人監事就任（現任）

各本部の機能

品質管理本部

品質管理業務全般を担当しています。
詳細については、後述の「IV. 品質管理本部 品質管理の仕組み」において説明しています。

HR 本部

品質管理上重要である、人事及び研修を担当しています。
詳細については、後述の「V. HR本部 構成員の状況」において説明しています

監査等業務本部

- 監査業務の実施部門。適切なチーム編成・業務のモニタリング、人事評価など実行しています。
- 品質管理担当副部長を各部に置き、適時適切な品質管理を行っています。

事業開発本部

- 新規監査業務及びアドバイザー業務等の営業を担当しています。
- 当法人に対する満足度調査を関与先に対し定期的に行い、品質管理向上等に役立てています。

法人管理本部

- 当法人のアドミニストレーションの中核を担う法人管理全般を総括しています。
- 各国Croweメンバーファームとのリエゾンに関連して法人内サービスラインやCroweジャパンの各サービスラインとの連携及びブランド管理を行っています。



IV 品質管理本部 品質管理の仕組み

持続的な監査品質の
向上をめざして

「資本市場の番人」として

公認会計士法第1条には、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」と規定されています。

当法人は、1971年の創立以来、約半世紀の間、クライアントへの“Caring and Sharing”、「ケアと価値観の共有」を大切にしつつも、決して、馴れ合うことなく、資本市場の番人としての使命を果たしています。

「監査法人のガバナンス・コード」の適用

イギリス及びオランダで導入されていた「監査法人のガバナンス・コード」が、2017年3月、我が国にも導入されました。当法人は、「監査法人のガバナンス・コード」を適用し、そのプリンシプルを実現するため、法人の組織的運営の複雑化に的確に対応すべく自律的な対応を行っています。

「監査法人のガバナンス・コード」への対応を実効的なものとするため、法人内外で“Caring and Sharing” 「ケアと価値観の共有」により、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行い監査品質の向上を企図しています。

職業的懐疑心の発揮

大企業の不正会計事案が、記憶に新しいところですが、当法人は、公認会計士個人としても監査法人組織としても職業的懐疑心を発揮できるよう、監査基準や品質管理基準、不正リスク対応基準等に準拠した監査手続を実施し、不正リスクに対応した適切な監査を確保するための体制を整備・運用しています。

不正リスクに対応するための法人内の“Caring and Sharing”の例として、事前審査制度を挙げることができます。

Crowe Globalのメンバーファーム

当法人の加盟しているCrowe Globalは、世界130か国以上に200を超える独立した会計、アドバイザリーのメンバーファームを擁した世界8番目の規模のグローバル会計ネットワークです。

そして、Crowe Globalは、国際会計士連盟(IFAC)により設置された国際会計事務所ネットワークの団体である「フォーラム・オブ・ファームズ」(FOF, Forum)の正式なメンバーとして、全世界の高品質な監査実務と基準の一貫した適用を推進しています。

当法人とCrowe Globalは、“Caring and Sharing” 「ケアと価値観の共有」のために、コミュニケーションを常に行っています。

“Caring and Sharing”による監査品質の持続的な向上

東陽監査法人は、今後も“Caring and Sharing”、すなわち、法人内外とのコミュニケーションと価値観の共有化を図り、実効的な監査品質向上のための諸施策を持続的に実施していきます。



副理事長
品質管理本部長
小林 弥

品質管理本部

品質管理本部は、次の各部署から
成り立っています

■ 品質管理部

監査業務における一定の品質が確保できるようにルールを制定
・ 審理室
不正事例や複雑な会計処理等の判断を支援するナレッジセンター

■ リスク管理部

監査契約が適切に締結されていることをチェックする部門

■ 審査部

計画立案や意見形成のプロセスや結論が適切であるかチェックする部門

■ IFRS アドバイザリー部

IFRS監査やIFRS導入支援、最新のIFRSの動向に関する調査研究を担当

■ 内部監査室

品質管理システムの日常的監視及び個々の監査業務の品質管理の点検等

■ 地区監査部品質管理担当室

大阪事務所及び名古屋事務所（以下、「地区事務所」という。）の品質管理
システムの日常的監視及び個々の監査業務の品質管理の補完等



品質管理部

監査マニュアル、監査調書様式の提供や重要性の基準値の設定等のオフィスポリシーの策定を行っています。監査基準等の改正に伴う社内研修やアナウンスなどを行っています。

また、必要に応じて業種別部会を設置して特定業種の監査手続や調書様式を定める等、詳細な監査調書様式を用意しています。

リスク管理部

監査契約等承認の事前確認、独立性の確認及び監査責任者のローテーションの管理を行っています。当法人の監査責任者のローテーションは、法令等で定められたルールよりも厳しいローテーションルールを適用しています。上場会社の筆頭監査責任者については、最長連続する5会計期間に関与した後、連続する5会計期間は再度関与することを認めていません。上場会社のその他の監査責任者、非上場の金商法または会社法監査については、最長連続する7会計期間に関与した後、連続する2会計期間は再度関与することを認めていません。

審査部

法人内審査（レビュー・パートナー審査、合議審査、事前審査等）全般の管理を行っています。理事会で選任された審査委員（社員）及び審査員で構成されており、上場会社、会社法及び非営利法人等の各審査委員会があります。

会計・監査上の重要事項については審査部の委員長・副委員長で構成される合議制の事前審査委員会にて協議されます。事前審査委員会は全員一致による同意が求められているため、不同意の者が出た場合は、さらに上位の特別審査委員会に諮られます。

特別審査は年に0～2件程度と多くありませんが、事前審査は数多く開催されており、これは当法人の特色でもあります。全員一致の結論が出るまで監査チームを交えて何回も協議を行い、より良い結論を目指します。

	2016年度	2017年度
事前審査 件数	210件	165件

IFRSアドバイザー一部

監査関与先のIFRS導入に備えて、法人内での継続的な研修の実施や海外の提携法人であるCrowe Globalのネットワークを活用して、IFRSの専門的知識を有する人材を育成しています。

IFRS導入を目指す会社の監査チームには、IFRSアドバイザー一部のメンバーを配員する方針を掲げています。IFRSの適用・解釈について監査チームへのサポートを行い、IFRSに関する審査に関しては、監査チームの判断をまずIFRSアドバイザー一部が検討し、その後審査部にて最終的な判断を行います。

内部監査室

法人の品質管理業務全般について、品質管理規則に則って運営されているかどうかを検証します。当法人では、通常3年を超えない期間で、全パートナーが対象となるように、内部監査室による定期的な検証の対象業務を選定し検証を実施しており、その定期的な検証の評価結果はパートナーの査定に反映しています。

個別監査業務にかかる定期的な検証のほか、日常的監視として、法人の各部門について品質管理のシステムが有効に機能しているかについて監視しており、その監視の結果は、理事長に報告するとともに、法人内で水平展開し、それぞれの品質向上に役立てています。

〈定期的検証〉

	2017年度 (実績)	2018年度 (計画)
検証対象 業務数	12	14
対象 パートナー数	25名	32名
パートナー カバー割合	27.5%	37.6%

※対象パートナー数は重複排除後の値。
各年度7月1日現在のパートナー数を基準に算定

地区監査部品質管理担当室

地区事務所の監査業務の品質管理向上を目的として、地区事務所に係る品質管理システムの日常的監視及び個々の監査業務の品質管理の補完等を行っています。

これにより、内部監査室による定期的な検証を補完するとともに、品質管理向上のための施策を提案しています。

IV-1 品質管理向上への取組み

当法人の特色

特 色	説 明
多様な業種に対応	上場企業関与先の業種が多岐にわたっていると同時に、一般事業会社以外にも、学校、非営利法人、金融機関等の監査も多数あるため、多様な監査に対応できる品質管理体制を備えています。
迅速な意思決定	経験豊富な人材が多く在籍していることから、関与先からの質問、相談に対して迅速な対応を行っています。また、会計・監査上の重要事項については審査部の委員長・副委員長で構成される合議制の事前審査委員会で協議されます。
情報セキュリティへの対応	情報セキュリティには業界内でも先進的な対応をしています。例えば、①パソコン紛失リスクに備えてのシンクライアント対応、②セキュリティの専門業者による外部モニタリングなどが挙げられます。

品質管理向上への取組み

特 色	説 明
組織環境の整備	多様な働き方を提供するとともに適切で透明な評価を行い、風通しの良い組織を作り、プロフェッショナルとして切磋琢磨できるより良い組織環境を目指しています。
監査品質向上のための法人内部の意見交換	各監査部において構成員との面談を原則として年2回行い意見交換を行っています。また、各監査部に品質管理担当副部長を置き、品質管理に関する意見交換が常時行えるような環境を整備しています。
ステークスホルダーとの意見交換	公認会計士・監査審査会及び日本公認会計士協会と定期的な意見交換をしており、また、当法人の上場企業関与先に対して定期的に顧客満足度調査を行い、その結果を会計監査の品質の向上等に役立てています。もちろん、関与先の役員等とは監査上のリスク等について深度のある定期的なディスカッションを義務付けています。今後の取組みとして、ステークスホルダーとの意見交換会を企画しています。
取組みの評価と活用	経営監督評価委員会が定期的に評価します。この評価結果等は理事会で検討した上で組織的な運営の改善に活用します。
非監査業務の位置付け	監査業務を中心としているため非監査業務自体の収入は他法人と比べて多くはありませんが、クライアントニーズに応えるため及び専門的能力を高めるために、我々が提供すべき非監査業務に対応していきます。
協会活動への積極的な関与	日本公認会計士協会理事や東京会役員のほか、品質管理委員会や会計制度委員会、特別委員会や業種別委員会など、50を超える委員会に委員として参加することにより、協会運営に積極的に貢献するとともに、当法人の品質管理向上にも繋げています。

IV-2 品質管理のシステムの概要

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して品質管理規則等を定め、社会からの信頼に応えるべく、契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、審査等に至る品質管理に関する方針及び手続を定めて、品質管理のシステムを整備し、運用しております。

品質管理のシステムに関する最終的な責任を理事長が負うとともに、品質管理規則に係る業務を統括する機関として品質管理本部を設置、品質管理本部長が当法人の品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を持つ体制を構築しております。

【不正リスクへの対応】

当法人の品質管理のシステムは、不正リスクに対応するための品質管理を含んでおり、不正リスクに関する品質管理の責任者を品質管理本部長と定めております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠して、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。すなわち、専門要員に対して、誠実性、公正性、正当な注意、秘密保持等の適格性の具備を求めているものであり、その要件等については関連規程等に具体的に定めております。

(2) 独立性

独立性の保持のための方針及び手続を定め、当法

人及び専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。

監査人による監査関与先に対する非監査業務の提供には一定の制限がありますが、当法人及びCrowe Global (以下、「Crowe」という。)が監査関与先に対して非監査業務を提供する場合には、その網羅性の確認とともに独立性に関する職業倫理の規定に照らして、提供の可否を判断しております。

なお、専門要員に対しては、年に1回、独立性に関する年次確認手続を実施するとともに、一定の範囲で内部検査を実施し、個人の経済的利害関係に関する独立性抵触の有無を確認しております。さらに、監査チームに参画するすべてのメンバーは、監査業務の開始時点及び終了時点で、被監査会社との間に利害関係のないことを確認しており、その確認結果についても監査調書としております。

(3) ローテーションの方針及び手続

監査責任者のローテーションについては、継続関与期間の規制及び当法人の監査責任者の交代に関する規程に基づいてローテーションを実施しております。主要な同一関与先に対する監査責任者の継続関与期間は、7会計期間(上場会社の筆頭監査責任者については、最長5会計期間)として、これを超えて監査業務を行えないこととなっております。

なお、審査を担当するレビュー・パートナー(以下、「RP」という。)についても、ローテーション(最長7会計期間)を実施しております。

(4) インサイダー取引防止への取組み

インサイダー取引防止規程等を設けるとともに、研修等を通じてインサイダー取引防止の周知徹底を図り、専門要員に対して継続的に注記喚起しております。なお、専門要員及び事務職員の上場株式等の売買については原則として禁止しております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結については、リスク管理部における受嘱の可否の検討の後、理事会の審議・承認を経て決定しております。

受嘱の可否の判断に際しては、監査業務の目的・種類・範囲等の確認、被監査会社等の事業内容・経営陣の姿勢・ガバナンス・企業環境・内部統制等の理解、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）の識別等を検討しております。リスク管理部では、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を考慮して新規受嘱の可否を検討し、理事会に事案を上程しております。

また、監査契約の更新については、リスク（不正リスクを含む。）を識別、検討し、RPの承認を要することとし、リスク管理部では審査部の意見も踏まえて、継続受嘱の可否を検討し、品質管理本部長又は同副本部長が確認しております。

【不正リスクへの対応】

上記のとおり、監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、不正リスク等を考慮して、リスク評価を実施することとしております。新規の契約の締結の場合にはリスク管理部、理事会の承認を要することとし、契約の更新の場合にはRPによる承認、リスク管理部、品質管理担当理事の確認を要することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用に関する方針及び手続を定めて、当法人の経営方針及び各事務所の人員計画に基づいて、業務遂行に必要な能力を保持する誠実な人材を専門要員として採用（定期採用及び中途採用）しております。

当法人の教育・研修プログラムの充実を図る一方で、専門要員に対してその受講と日本公認会計士協会継続的専門研修制度（CPE）のプログラム履修を義務付け、研修部においてCPE履修状況のモニタリング管理を行っております。

専門要員の評価、報酬及び昇進等は、品質管理を重視して定めた方針及び手続により実施しております。

監査チームの編成に際して、監査責任者については、その能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して理事会の決議により選任しております。また、監査責任者は、監査対象会社の業種・規模等を考慮して監査チームを編成しております。監査責任者の選任及び監査チームの編成に際しては、監査業務の遂行に必要な能力、経験等を踏まえて一定の監査品質を確保できることを最優先しており、必要に応じて、監査等業務本部が監査チームの適切な編成について助言、指導しております。

【不正リスクへの対応】

専門要員の教育・訓練に当たっては、実際の不正事例をケーススタディとして紹介し、不正事例に関する知識の深耕を図るとともに、研修カリキュラムにおいて不正リスク対応を取り入れて、実践的な教育・訓練の機会を提供しております。また、監査チームを編成する場合においては、識別した不正による重要な虚偽表示リスクの程度に応じて、不正に関する知識や能力を考慮して編成することとしております。

5.業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な 監査報告書の発行を合理的に確保 するための方針及び手続

監査業務は、その受嘱から監査計画の立案、監査業務の実施、監査報告書の発行、監査調書の保管に至るすべての局面において、監査基準等や当法人が求める監査業務の品質が合理的に確保するように遂行される必要があります。そのため、監査チームの編成、専門要員に対する指示・監督、監査調書の査閲、監査調書としての記録及び管理・保存の方法等を適切に行うための方針及び手続を定めております。

また、監査業務に必要な情報や技法を監査マニュアル等として整備して利用するとともに、専門要員に対して、品質管理本部、品質管理部、審理室等から適時かつ的確に情報発信を行うことを通じて、監査業務の品質が合理的に確保されるよう努めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針 及び手続

監査チームが直面する会計上、監査上の判断が困難な事項などについて、その専門的な見解の問い合わせは審理室が一元的に管理しております。審理室では監査チームからのこれらの問い合わせに対して、内部専門家や外部専門家に助言を求める等して、審理室として見解を提示します。監査責任者は、審理室から提示された見解を踏まえて、監査チームとして判断する責任を負っております。

(3) 審査の方針及び手続

すべての監査業務について、所定の審査の受審を求めています。

審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、当該監査業務に直接関与するメンバーとは独立したRPが業務に係る審査を客観的に実施するものであります。金融商品取引法監査会社等、会社法における会計監査人設置会社及

び大規模な非営利法人については、RPによる審査、その他の監査業務については合議制の審査を実施しております。なお、合議制の審査は、通常審査委員会と特別審査委員会により行われます。前者は原則として定期開催であり、また、後者は監査上、特に慎重に判断すべき事項について、品質管理目的で合議をもって判断する目的で、不定期に開催されるものであります。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための 方針及び手続

審理室から提示された専門的な見解と監査チームの見解とが相違する場合や、監査チームメンバー間、あるいは、監査責任者とRP等との間で監査上の判断が相違する場合等には、監査責任者は事前審査を受審することとされており、所定の方針及び手続に従って、協議をもって解決を図っております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び 監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理については、監査報告書の発行後、一定の期限内に完了すべきことを監査調書管理・保管規程に定めて運用しております。

監査調書の管理・保存についても、監査調書管理・保管規程に従って、機密性や安全性に留意して適切に実施しております。



【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務における対応は、以下のとおりであります。

① 監督及び査閲

当法人は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。監査責任者は、適切なメンバーの選定をはじめ、監査業務を監督するとともに監査調書を査閲する責任を負っております。

② 専門的な見解の問合せ

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、入手した見解を検討することとしております。

③ 審査

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、RP及び審査委員会は、まず不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査チームの判断について評価します。そして、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及び実施したリスク対応手続の妥当性等を検討します。

④ 監査責任者の全員の交代

同一の被監査会社等について監査責任者の全員が同時に交代する場合には、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達するとともに、当該伝達が適切に行われていることを監査責任者が確認することとしております。

6.品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質に関する方針及び手続の監視のプロセス

内部監査室が当法人の品質管理のシステムを監視しており、個々の監査業務の品質管理の実施状況を日常的に確認するとともに定期的に実施状況の点検を行っております。

実施状況の点検対象は、まず、当法人の全般的な品質管理のシステムとして定められている対象である、人事に関する事項、監査業務の遂行、監査意見形成のための審査機能、監査責任者の交代等であります。当該点検に際して、品質管理の方針及び手続の妥当性や合理性及び十分性、品質管理の方針及び手続への準拠性、品質管理に関するマニュアルや様式等の適切性、人材育成活動の有効性等の当法人の全般的な品質管理について、監視とともに評価しております。

次に、個別の監査業務の品質管理のシステムとして定められている、監査チームの編成、専門要員に対する指示・監督、監査調書の査閲、監査意見表明のための審査等の実施状況であります。これら個別の監査業務に対する品質管理レビュー（以下、「レビュー」という。）も、内部監査室が定期的に評価しております。なお、地区事務所に対しては、地区監査部品質管理担当室が内部監査室による日常的監視を補完しております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び 是正の方針及び手続

内部監査室は、監視・レビューの結果発見された事項を評価し、必要事項について、是正措置を関係責任者、監査責任者に伝達して共有するとともに、これらを理事長等に報告しております。

また、監査責任者は、レビューによる指摘事項が監査意見の形成に重要な影響を与えているか否かを確認するとともに、必要な場合には速やかな是正措置を講じることが求められています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

専門要員による実施業務に対する不適切な行為や法令等の違反その他当法人の定める品質管理のシステムに抵触する場合等において、これらに関する不服や疑義がある場合の対処方針及び手続を定めております。不服等ある場合には、内部監査室長宛にこれを申立てることとしておりますが、その際には匿名も妨げないことになっております。なお、申立者が不利益を受けることがないように、内部監査室長は最善の注意を払い、不当な扱いが事実認定された場合には速やかに是正措置をとることとしております。

また、外部通報制度も導入しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施状況等に関して、当法人の方針及び手続に準拠しているか否かについても、監視・レビューの対象としております。

また、当法人内外からもたらされる不正リスクに関する情報については、関連する監査責任者等に適時に伝達するとともに、監査責任者等は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、不正リスクに関する情報の内容に応じて審査部に報告することとしております。

7. 監査事務所間の 引継の方針及び手続

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について、監査人交代に伴う監査事務所間の引継に関する方針及び手続に従い、実施しております。

【不正リスクへの対応】

① 監査人予定者への引継

後任監査人に対して、不正リスクへの対応状況も含め、識別した監査上の重要事項を伝達するとともに、後任監査人から要請のある関連する監査調書の閲覧に応じるように定めております。

② 前任監査人からの引継

前任監査人に対して、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等について質問するように定めております。

8. 共同監査の方針及び手続

他の監査人が共同監査人として適格性を有するか否かについて、他の監査人の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるか否か、関連する諸事項（独立性、監査契約承認手続、監査マニュアル等の整備状況、監査責任者、監査チームの選任方法、審査制度等）とともに、当法人が関与する範囲及び他の監査人が実施する手続に関して、他の監査人に確認することとしております。

■ 日本公認会計士協会

品質管理レビューの結果

直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書に記載された事項について、その後のフォローアップ・レビュー報告書において、改善が不十分であるとされた事項はありません。

また、フォローアップ・レビューの結果、新たな改善勧告等も受けておりません。

IV-3 コンプライアンス等

■ 職業倫理及び独立性の遵守

日本公認会計士協会の倫理規則に準拠して、職業倫理及びその遵守に関する方針及び手続を定めています。

新規及び継続契約に関して、職業倫理及び独立性の遵守のために必要とされる確認手続を漏れなく行っています。

そのほか、7月1日現在籍者全員について、独立性をはじめとする各種ルールの遵守状況を確認しています。

年次コンプライアンス

	2017年度 7月1日	2018年度 7月1日
確認書 回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

■ インサイダー取引規制

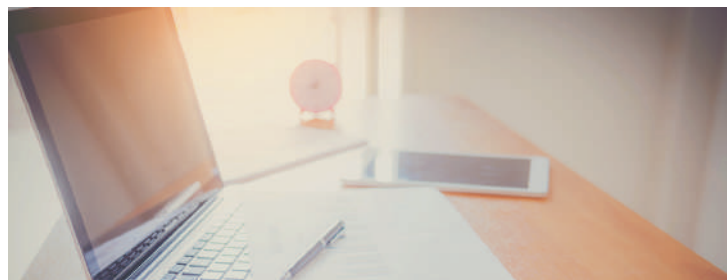
関与先の株式取引の禁止のみならず、すべての株式等の取引を原則禁止しています。また、インサイダー取引に関する研修の受講を毎年在籍者全員に義務付けています。

■ 外部・内部通報制度

内部及び外部からの通報については、当法人のホームページ上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。窓口については、当法人外である法律事務所と当法人内の担当窓口の2つから選択可能となっています。

通報者や通報内容は厳重に管理していますが、匿名による通報も可能です。

入手した情報は、すべて適切に対応しており、それらの管理は内部監査室が行っています。



■ 情報セキュリティ

業務で使用しているパソコンは、データが保存されないシンクライアント（製品名True Office）を導入し情報漏えいリスクを低減しています。また、SOCサービス契約により、外部との接続のログを24時間365日モニタリングし、サイバー攻撃等の疑わしい挙動を速やかに検出できる体制を構築しています。また、在籍者全員が情報セキュリティ研修を受講し、守秘義務を確実に果たせるように取り組んでいます。



情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ責任者（理事長）のもと、情報セキュリティを適切に管理・推進するために設置しています。情報セキュリティに関する全社的なモニタリング及び方針の策定等を行っています。情報セキュリティに関する実際の運用は主に情報システム部が担当しています

■ 法令遵守の取組

■ 法人内外の問題に関する対応

ハラスメント担当や懲罰委員会を設置しており、問題が発生した場合には適時に適切な対応をとることができます

■ 監査法人に関連する法令に対する対応

犯罪収益移転防止法等監査法人に関連する法律に関しては対応部署を定め、適宜研修や社内アナウンスを行うなどして周知しています。

V HR本部 構成員の状況

人的資源の重要性

監査法人を取り巻く環境は、IT技術の進歩などにより大きく変化し、複雑化・多様化しています。また、その変化のスピードも早く、近い将来の予測さえも困難な状況です。

当法人はそのような環境の中、投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与するために、財務情報の信頼性を確保するという社会の期待に応えていかなければなりません。そのためには、本当の意味でのプロフェッショナルな人的資源が求められています。本当の意味でのプロフェッショナルとは、クライアント等監査法人を取り巻く関係者とのコミュニケーションを大切にシケアを怠らないことで、相互の価値観を理解し、社会的使命を果たすことができる人であると考えます。

人的投資の基本方針と課題

当法人は、このような人的資源の確保・維持が最重要課題と考え、積極的に投資を実施しています。採用については、公認会計士試験の合格発表時だけでなく、年間を通じて中途採用活動をするなど幅広い人の確保を目指しています。

さらに育成という観点からは、特色あるOJT制度や、時間・場所を問わず自己研鑽できるようeラーニングの環境を整備しています

構成員に対しては、やりがいを感じて能力を最大限発揮できるような魅力ある職場を提供することを基本方針としています。ワークライフバランスの重視や育児等の理由により、働き方の多様性を求める会計士が増えており、それに対応して、パートや時短勤務など多様な働き方を提供していることは、当法人の特色でもありますが、今社会が求められている「働き方改革」の実現に向け制度の見直し及び改善を継続的に実施しています。



理事
HR 本部長
浅川 昭久

構成員の動向

社員が比較的多く、年齢層が高いことが当法人の人員構成の特徴です。経験豊富な人材が多く、意思決定が速いという利点があります。

職員数は増加していますが、大手監査法人を除き試験合格者の採用が困難な環境の中で、常勤職員の採用と定着率の向上が課題となっています。そのために給与水準の見直しや職場環境の見直しなどをさらに推し進めていく必要があると考えています。

	2016年 6月末	入所	退所	区分 変更	2017年 6月末	入所	退所	区分 変更	2018年 6月末
パートナー	93	0	5	3	91	0	6	0	85
マネージャー	20	2	0	2	24	3	1	1	27
スタッフ	255	68	28	-5	290	41	40	-1	290
合計	368	70	33	0	405	44	47	0	402

■各構成員の主たる役割

パートナー	監査の品質管理や意見表明の総括的な責任者。当法人への出資者で直接無限責任を負います
マネージャー	監査チーム全体が適切に業務遂行できるよう、スタッフの業務を監督します
スタッフ	監査チームのメンバーとして指示に従って業務を担当します。監査チームの主査となった場合は、監査計画の立案や現場作業のコントロールを担います

平均年間執務時間

	2016年度	2017年度
パートナー	1,098時間	1,048時間
マネージャー	1,487	1,479
スタッフ	1,075	1,122
うち常勤スタッフ	1,730	1,707

※各月の合計執務時間を、各月在籍者数で除した月別平均値を12か月分合算して算出
 ※上記の表のうちパートナーの時間には、研修などの実際の業務以外の時間は含まれていません

有給取得率

2018年6月末在籍常勤職員の一年間の年次有給休暇の取得状況は次の通りです

	2016年度	2017年度
平均有給取得日数	9.6日	9.9日
有給消化率	48.0%	46.0%

※平成28年1年間の年次有給休暇について、労働者が取得した日数は9.0日（前年8.8日）、取得率は49.4%（前年48.7%）（厚生労働省平成29年就労条件総合調査）

女性の割合

多様な働き方が提供されていることもあり、子育て中の女性会計士も多く働いていることが特徴のひとつです。

	2017年6月末		2018年6月末	
	女性	割合	女性	割合
パートナー	3	3.3%	3	3.5%
マネージャー	5	20.8%	5	18.5%
スタッフ	71※1	24.5%	76※2	26.2%

※1 内訳／常勤27名、非常勤44名 ※2 内訳／常勤31名、非常勤45名
2017年12月末現在の公認会計士等の女性比率は、14.7%（日本公認会計士協会 2017年12月末現在の当協会の会員・準会員の女性比率について）

人事評価制度

人事評価制度においては、監査業務の品質管理に関する評価結果や監査法人における管理業務への関与度合い、さらにはコミュニケーションスキル等の評価項目を設け、専門的能力のみに偏ることなく幅広い観点から公平性を感じられるよう配慮し評価しています。

また、職員とは自らが所属する監査部等の責任者と直接対話する機会を1年に2回程度設け、キャリアプランにおける希望や課題を共有し、モチベーションの維持・向上につなげています。

人材育成

公認会計士試験合格後の概ね3年間で、監査業務に関する知識をひとつおり学べるような研修プログラムを提供しています。また、研修の受講だけでなく、OJT制度として、3年間で基本的な監査手続を漏れなく習得できるよう担当コントローラーを配員し、運用しています。

海外ネットワークファームへの派遣、会計士協会等への出向や委員としての派遣も積極的に行うほか、提携している海外の会計事務所と職員を相互に受け入れる等、グローバルで幅広い視野の人材育成に役立てています。また、不正検査士やITに関する資格、英会話などの学習支援も必要に応じて行っています。

構成員の研修履修

職業的専門家として、能力の維持・向上のために、研修受講は欠くことのできない重要な要素です。私たちが構成員に提供する研修については、研修の最後に確認テストを実施し、一定以上の理解度に達していない場合には履修単位として認めない等、研修内容の定着を意識した制度としています。構成員の平均研修受講取得単位（1単位が概ね1時間）は、次のとおりです。なお、下記の表にはOJTに要する時間は含まれていません。

	2017年3月末	2018年3月末	CPE取得義務達成率
パートナー	51	51	100%
マネージャー	48	47	100%
スタッフ	48	48	100%

※CPE（継続的専門研修Continuing Professional Education）制度は、日本公認会計協会が会員に義務付けている研修制度。3年で120単位以上の履修義務があり、1単位は研修時間概ね1時間。

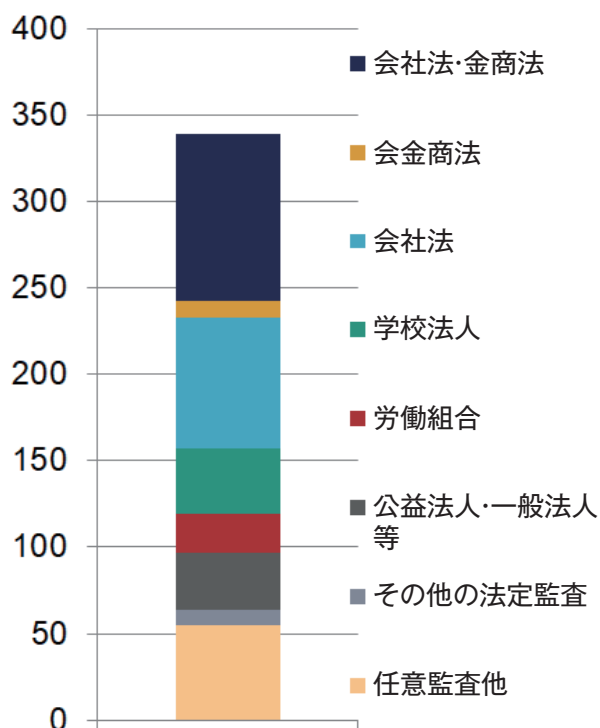
VI 法人概要

東陽の関与先

監査種類別関与先数(2018年6月末現在)

金商法・会社法監査	97社
金商法監査	9社
会社法監査	76社
学校法人監査	38社
労働組合監査	22社
公益法人・一般法人監査	33社
その他の法定監査	9社
任意監査他	55社

合計 339社

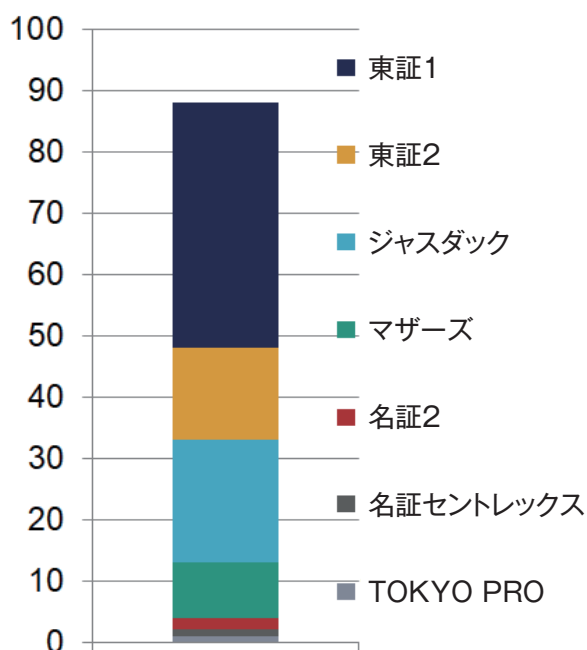


上場市場別関与先88社内訳

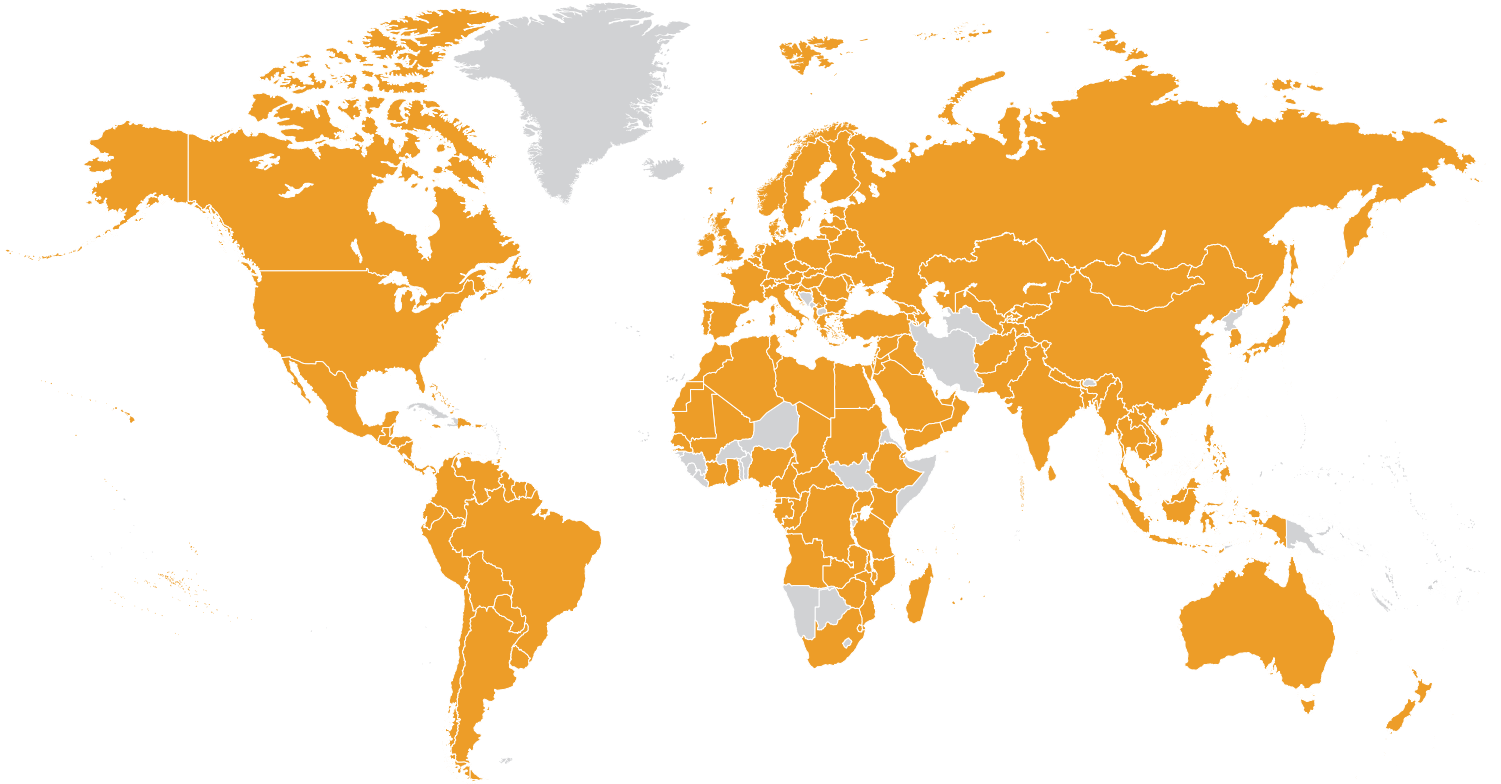
当法人の関与先の業種は、銀行、証券、ファンド、製造、小売、IT、学校、非営利及び労働組合など多岐にわたっています。

このような関与先と良好な関係を構築することも品質管理上重要な要素であると私たちは考えます。

	2016年度	2017年度
上場廃止	0件	0件
無限定適正以外の監査意見	0件	0件



Global Network



パートナー数	3,904
専門職員数	27,543
拠点数	805
国	130
売上 (US\$M)	3,814

東陽監査法人の加盟しているCrowe Globalは、世界130か国以上に200を超える独立した会計、アドバイザリーのメンバーファームを擁した世界8番目、アジア・パシフィックでは6位の規模のグローバル会計ネットワークです。

そして、Crowe Globalは、国際会計士連盟(IFAC)により設置された国際会計事務所ネットワークの団体である「フォーラム・オブ・ファームズ」(FOF, Forum)の正式なメンバーとして、全世界の高品質な監査実務と基準の一貫した適用を推進しています。

東陽監査法人とCrowe Globalは、“Caring and Sharing” 「ケアと価値観の共有」のために、コミュニケーションを常に行っています。

事務所案内



本 部 事 務 所	〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F Tel: 03-3295-1040 (代表)
大 阪 事 務 所	〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング19F Tel: 06-6262-1040
名 古 屋 事 務 所	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-26-13 ちとせビル5F Tel: 052-569-1456

Ⅶ ガバナンスコード対応状況

監査法人が果たすべき役割

	原則及び指針	対応状況
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	監査品質を重視した理事長メッセージを定期的に社内に向けて伝達しています。
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	「財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする」「クライアントとのコミュニケーションを大切にシケアを怠らないことで、相互の価値観の共有を醸成する」「監査法人の唯一無二の財産である人材を、単なる会計・監査の知識だけではなく情熱に溢れる人材に育て、社会的使命を果たすことによって広く社会に貢献していく」の3つを経営理念として掲げ、社会的使命とクライアントの期待に応えるため、日々邁進しています。
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	品質管理を重視した適正な評価及び多様な働き方を提案することにより構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるような人事評価や研修を行っています。外部出向や海外派遣なども積極的に行っています。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	会計監査上の重要事項については、合議制による事前審査を数多く行い、多様な意見を反映させています。また、会計や監査上の質問や専門的な見解の問い合わせなど審理室が窓口になり一括対応しています。審理室では、それらの情報をフィードバックする研修も定期的に行っています。
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	監査業務を中心としているため非監査業務自体の収入は他法人と比べて多くはありませんが、クライアントニーズに応えるため及び専門的能力を高めるために提供すべき非監査業務を行っています。

組織体制（経営機能）

	原則及び指針	対応状況
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	理事長の指名のもと組織された理事会が経営機関を担っています。
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	理事会は最高決定機関である委員会から業務運営を委任されておりますが、重要な案件については、理事会が方針案を作成し委員会により決定されます。
	● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	品質管理本部の指揮の下、品質管理部、リスク管理部及び内部監査室等がそれぞれの職責を果たすとともに有機的に機能させています。
	● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	監査マニュアルやツールを提供するとともに、経営者及び監査役との実質的なディスカッションを義務付けています。
	● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	人事評価や研修制度を充実しています。
指針 2-3	● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	情報システム部によるITの有効活用の推進と情報セキュリティ委員会により情報セキュリティ保持の施策を実施しています。
	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勧告するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	理事会の構成員である理事長や理事の選解任権は委員会にあります。 なお、理事は理事長が指名し、委員会の信任決議により選任されます。

組織体制（監督・評価機能）

	原則及び指針	対応状況
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	独立した客観的な立場から経営執行を監視するため、経営監督評価委員会を設置しております。経営監督評価委員は、監事1名及び独立性を有する第三者（社外委員）2名で構成されています。
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	経営監督評価委員は、理事会の決議を経て社員会において選任されます。経営監督評価委員の過半数は、独立性を有する第三者（社外委員）で構成されます。
指針 3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ●経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ●法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	経営監督評価委員会は、経営の機能強化、実効性及び透明性を支援するため、経営全般に関する幅広い事項について関与し、理事長又は理事会に対して提言を行います。
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	経営監督評価委員会の業務遂行にあたっては、各本部が補佐します。

業務運営

	原則及び指針	対応状況
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	各監査部において構成員との面談を原則として年2回行い、意見交換しています。また、各監査部に品質管理担当副部長を置き、品質管理に関する意見交換が常時行えるような環境を整備しています。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	多様な働き方に応じた規則を定め品質管理を重視した人材育成、人材管理・評価を行っており、それに応じた報酬形態になっています。
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	監査マニュアルや様式の整備、審査などの監査法人内業務や監査チームの編成など、構成員の評価や面談などを通じて適切な人材配置を行っています。
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	代表取締役や監査役等とは監査上のリスク等について深度のある定期的なディスカッションを義務付けています。さらに他の役員との意見交換も積極的に行うよう指導しています。
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部及び外部からの通報については、当法人のホームページ上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。窓口については法律事務所と当法人内の担当窓口の2つから選択可能となっています。

透明性の確保

	原則及び指針	対応状況
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用状況については当法人のホームページにおいて公開しています。
指針 5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 ● 経営機関の構成や役割監督・評価機関の構成や役割。 ● 監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ● 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	当法人のホームページにおいて公開しています。
指針 5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	公認会計士・監査審査会や日本公認会計士協会及び証券会社とは定期的な意見交換をしており、また当法人の上場企業クライアントには定期的に顧客満足度調査を行い、その結果を会計監査の品質の向上等に役立てています。今後の取り組みとしては、ステークホルダーとの意見交換会の開催を企画しています。
指針 5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	経営監督評価委員会が定期的に評価します。
指針 5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	上記の評価結果等は理事会で検討した上で組織的な運営の改善に活用します。

「Caring and Sharing ~ ケア、そして価値の共有へ」

財務情報の信頼性を確保するという
監査法人の社会的使命を全うするために、
私たちはクライアントとのコミュニケーションを
大切にまいります。

東陽監査法人 Crowe Toyo & Co.

| 本部事務所

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F
Tel: 03-3295-1040(代表)

| 大阪事務所

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング19F
Tel: 06-6262-1040

| 名古屋事務所

〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅4-26-13 ちとせビル5F
Tel: 052-569-1456



www.crowe.com/jp